

**令和 9 年度医学部定員増に係る省令等の一部改正
に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について**

令和 8 年 7 月 24 日
文部科学省高等教育局医学教育課

この度、文部科学省では、令和 9 年度医学部定員について、厚生労働省が開催する「医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」の議論に基づき、臨時定員の枠組みを暫定的に維持するため、関係省令等の一部改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、行政手続法第 39 条などに基づき、令和 9 年度医学部定員増に係る省令等の一部改正（「大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）」、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年文部科学省令第 12 号）」及び「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）」の一部改正）について、パブリックコメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、以下の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和 8 年 8 月 23 日（日） 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

（1） 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2） 郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課 宛

電子メールアドレス：igaku@mext.go.jp

（判別のため、件名は【令和 9 年度医学部定員増に係る省令等の一部改正への意見】と

してください。

なお、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。

御意見は、必ずメール本文に御記入ください。)

【4. 意見提出様式】

「大学設置基準等の一部改正への意見」

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください（1枚1意見、1メール1意見としてください）。

【5. 備考】

- ・ 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表される場合がございます。
- ・ 氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

(高等教育局医学教育課)